議案第104号

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により 議会の議決を求める。

平成28年11月29日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提案理由

「所得税法等の一部を改正する法律」により,石岡市国民健康保険税条例の一部を改正するため。

改正要綱

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を創設すること。

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険税条例(平成18年石岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第16項を附則第18項とし、附則第15項を附則第17項とし、附則第14項を附則第16項とし、附則第13項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課 税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例 適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条 第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得,配当所得,譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第 23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額か ら同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対 する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第 144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用 する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23 条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並 びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等 の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等,同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用

配当等に係る利子所得,配当所得及び雑所得を有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条の規定の適用については,第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と,「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と,第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と,第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
 - (適用区分)
- 2 この条例による改正後の石岡市国民健康保険税条例附則第14項及び第15項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等,同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等,同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。